

応募規約

第1条（応募作品の条件）

1. 応募作品は、応募者本人が制作した、第三者の著作権・商標権等の知的財産権およびその他の権利を一切侵害していないオリジナル作品に限ります。
2. 他のコンテスト等において入賞・採用された作品、および既に第三者に権利を譲渡または使用許諾している作品は応募できません。
3. 既存のキャラクターの模倣は認められません。
4. 制作にあたりAI生成ツールを使用した場合は、応募時にその旨および使用したツール名、ならびに応募者本人が加えた創作（構図の決定、加筆、トレース、色彩設計等）の内容を申告していただきます。AI生成ツールの出力をそのまま応募すること（応募者本人の創作的な寄与がないもの）は認められません。
5. 前項の申告に虚偽があった場合、主催者は当該応募を無効とし、既に採用を決定していた場合は第9条に定める措置をとることができます。

第2条（未成年者の応募）

1. 応募者が未成年（18歳未満）である場合、本応募規約への同意（第5条に定める著作権等の譲渡および著作者人格権の不行使を含みます）について、親権者等の法定代理人（以下「保護者」といいます）の同意を得たうえでご応募ください。
2. 応募にあたっては、応募フォームまたは応募用紙に保護者の氏名・続柄・連絡先をご記入いただきます。保護者の同意が確認できない場合、主催者は当該応募を無効とすることがあります。
3. グランプリ採用時には、別途、保護者の同意書のご提出をお願いいたします。

第3条（グループ応募）

1. 複数名による共同制作作品を応募する場合は、応募者の中から代表者を1名定めてください。
2. 本規約への同意、および第5条に定める権利の譲渡は、グループを構成する全員の合意に基づくものとみなします。代表者は、当該合意を得たうえで応募するものとします。
3. 賞金および賞品は、代表者に一括してお支払い・ご送付いたします。グループ内での配分については、主催者は関与いたしません。
4. 参加賞は、応募数にかかわらず1グループにつき1点の進呈となります。
5. 採用後に採用取り消し事由（権利侵害や虚偽申告等）が判明した場合、賞金または賞品の返還義務は代表者が負うものとします。

第4条（スクリーニング審査およびデータ利用に関する同意）

1. 主催者は、応募作品の選考プロセスの一環として、既存作品や他社商標との類似性・盗作の有無を確認するため、画像検索エンジンやAIツール等を用いたスクリーニング審査を実施する場合があります。
2. 本スクリーニングは選考および類似性調査を目的として実施するものであり、選考段階において応募作品の著作権が主催者に移転・帰属するものではありません。また、スクリーニングの過程で取得した画像データを上記目的以外に二次利用することはありません。

第5条（権利の帰属）

1. 採用作品（グランプリ）の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます）その他一切の知的財産権は、賞金（18歳未満の場合は30万円相当の商品券）の支払いをもって主催者に帰属するものとします。
2. 応募者は、主催者および主催者が指定する第三者に対し、採用作品に関する著作者人格権を行使しないものとします。
3. 応募者は、主催者が採用作品またはこれに基づく制作物について商標登録出願その他の知的財産権に関する出願・登録を行うことにつき、異議を述べないものとします。
4. 採用作品の著作権が応募者に発生しない場合であっても、応募者は、主催者による当該作品の独占的な利用を妨げないものとします。
5. 応募者は、採用の決定後、採用作品を第三者に譲渡し、または第三者に使用を許諾してはならないものとします。

第6条（採用作品の改変）

採用作品は、今後の各種展開（看板、現場シート、ホームページ、パンフレット、グッズ制作等）に伴い、主催者側でポーズの変更やカラーの微調整などの改変を行う場合があります。

第7条（採用作品以外の取扱い）

1. 採用作品以外の応募作品に関する権利は、応募者に留保されます。
2. 応募作品（郵送によりご提出いただいた原画を含みます）は、採用・不採用にかかわらず返却いたしません。
3. 主催者は、採用作品以外の応募作品およびそのデータを、結果発表後6か月を目安に、復元できない方法で廃棄します。

第8条（主催者の独自制作物の留保）

主催者が、応募作品と同一または類似する制作物を応募作品の受領前から独自に有していた場合、または応募作品に依拠することなく独自に制作した場合、本規約は主催者による当該制作物の利用を何ら制限するものではありません。

第9条（権利侵害が判明した場合の措置および免責）

1. 応募作品に関し、第三者から権利侵害や損害賠償等の主張、異議申し立てがあった場合、応募者自身の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、主催者は責任を負いません。
2. 採用作品について、第三者の権利侵害、第1条に定める条件への違反、または応募内容の虚偽が判明した場合、主催者は採用を取り消し、当該作品の使用を停止することができます。
3. 前項の場合、主催者は、既に支払った賞金または賞品相当額の返還を求めることがあります。グループ応募の場合、代表者がその返還義務を負うものとします。

第10条（「該当作品なし」の取り扱い）

審査の結果、当社のブランドイメージや求めるクオリティに合致する作品がなかった場合、「該当作品なし」とする場合があります。

第11条（受賞者の公表）

1. 受賞作品および受賞者のお名前（ペンネーム可）は、主催者のホームページ、SNS、パンフレット等において公表いたします。
2. 前項のほか、居住地（市区町村まで）・年代を公表する場合があります。受賞者が未成年である場合は、保護者の同意を得たうえで公表範囲を決定します。

第12条（本企画の変更・中止）

主催者は、天災地変その他やむを得ない事由がある場合、本企画の内容の変更、募集期間の延長、または本企画の中止を行うことがあります。この場合、主催者のホームページ等を通じて速やかにお知らせします。

第13条（個人情報の取り扱い）

応募にあたってご提供いただいた個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）は、本企業キャラクター一般公募に関する応募確認、審査、結果通知、賞金・賞品の発送およびこれらに付随する事務連絡の目的にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、応募者の同意なく第三者に提供・開示することはありません。

第14条（準拠法および合意管轄）

本規約は日本法に準拠します。本企画または本規約に関して紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2026年9月1日に制定し、同日より施行します。
